

令和3年度 医療研究開発推進事業費補助金取扱要領新旧対比表

項番	変更後	変更前	変更理由
	別記 1	別記 1	
	第17条第 9 項	第17条第 9 項	
	<p>機構が第17条第 2 項第 2 号の検査をできる期間は、研究開発期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。</p>	<p>機構が検査できる期間は、研究開発期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。</p>	<p>研究開発終了以降5年間にわたり検査できる検査の種類を特定</p>
	第26条第 2 項第 2 号	第26条第 2 項第 2 号	
	<p>機構が、補助金の交付の目的及び当該処分制限財産の耐用年数を勘案して別途定める期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第15 号）別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表に定める年数）を経過した場合</p>	<p>機構が、補助金の交付の目的及び当該処分制限財産の耐用年数を勘案して別途定める期間を経過した場合</p>	<p>別途定める期間について具体的に明記</p>